

Keep

## 第11回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録(案)

【日時】 平成21年6月16日(火曜日) 14:00~17:00

【場所】 八重洲富士屋ホテル 5F「あずさの間」

【幹事団体】 日本成人矯正歯科学会

【出席者】 (敬称略)

日本矯正歯科学会 : 小川邦彦、浅井保彦、飯田順一郎

日本矯正歯科協会(JIO) : 深町博臣、夕田 勉、星 隆夫

日本成人矯正歯科学会 : 佐藤元彦、武内 豊、松野 功

### 【報告事項と確認事項】

#### ・第10回の議事録の確認

第10回の議事録の内容が議論され、修正箇所を確認、修正した後3団体でサインした。

### 【協議事項】

#### 1 専門医審査の視察について

この視察については、この三団体懇談会が各団体の専門医委員会へ依頼して行うもので、この懇談会の主催ではないことを確認した。

1) 8月26日、27日に行われる日本矯正歯科学会の専門医試験時への他2団体の視察の出席者について具体的な人数を決めていただきたいとの要望があった。

【日本矯正歯科協会(JIO)】は7名同じメンバーで出席予定

【日本成人矯正歯科学会(成人)】まだ未定 協議してから決めたい

2) 三団体の専門医委員での話し合いについて(8月26、27日 日矯)  
2日目の全てが終了した後に、合同反省会のようなものを設け、それぞれ主催した団体が合同反省会の議事進行役を行うことに決まった。この話し合いをスムーズに行うために、話し合う項目をあらかじめ挙げておく事とし、以下の項目について話し合っていたり事とした。

~~2日目の全てが終了した後に、3団体の専門医委員での話し合いを設けることに決まった。また、この話し合いをスムーズに行うためと他2団体はその審査に対してどう感じたかの記録を残すために、各団体の審査委員が気づいた点を書いた意見書をあらかじめ作成してこの話し合いに望むことになった。(日矯修正)~~

具体的な内容は以下の通りである。

1. 個々の症例について
2. 審査基準について
3. システムについて
4. 資料について
5. その他

このフォーマットでの意見書の作成は日矯が行うことになった。

なお、この視察への出席は、この三者懇談会のメンバーは各団体1名代表として出席することとなった。

成人の専門医審査は9月27日(日)、JIOの専門医審査は10月1日(木)に行うことを確認した。

## 2 専門医比較表での合意事項の検討

(JIO) ①の矯正臨床歴は7年でよいと思うし、①と②はどっちかひとつでもよいと思う。また、専従で10年というのはかなりきびしい条件で、5年以上の研修があればよいとも思っている。

(成人)専従という意味に関して、成人では、例えば1週間に半分矯正臨床をしていれば、10年で5年というように考える。

(日矯)もともと12年としているが、これは学会会員のこと。矯正専従であるかどうかを審査することはとても難しいと思う。また、①の矯正臨床歴を会員歴としてもよいのではないか

(JIO)会員歴にするとお金だけ払ってればよいという人がでてくるので、以前の議論で、ここは1度会員歴にしたのを矯正臨床歴に変えた経緯があると思うこの部分についての文言は、まだ保留にしておく方がよい。

今ここで、この内容①～④を論議して合意しませんかという意見が出たが、ここで議論をしてもきりがないので、ここではこの文言で挙げ

ておけばいいのではないかということになり、表の合意事項の①②は保留として、③④は合意ということになった。

### 3 研修、更新についての検討

#### 1) 研修について

(日矯) 成人の指導医は、日矯と成人のどちらの指導医資格か？期間が6年以上在籍となっているのは？また、カリキュラムは基礎と臨床に分かれているのか？

(成人) まず指導医に関しては、成人矯正、日矯のどちらの指導医でもよいとしており、将来的に変わる可能性もある。また、期間の問題は、常勤で6年。常勤とは少なくとも週に5日は勤務していることと考えている。またカリキュラムは基礎と臨床がある。

(日矯) 成人の研修施設はどう決定しているのか？

(成人) ある程度施設がそろっていて、指導医がいることが条件

(日矯) 昨年基本研修機関、臨床研修機関の認定を行ったが、施設によってすぐひらきがあった。患者数も少ないところがあり、これでは無理というところもあった。日矯は本研修を重視しており、基本研修機関において、一人だけの指導医で研修するのは現実的に難しいのではないかと考えている。

(成人) セミナーへの出席など、一人だけの指導医とは限らないし、現実、このような環境でできるようになった先生もいることは事実

(JIO) 研修は統一すべきだと思う。日矯の研修は大学で行う施設型であるが、開業医ではそうはいかない。3団体で共通のコアカリキュラムを作成する必要がある。

(日矯) 私たちが考えている本研修が本当にできるのか疑問である。教育はたいへんなことなので日矯では指導医以外に認定医をひとり置くことにしている。また、試験でのバイパス制度を行っているが、決してそれをメインストリートとは考えておらず、あくまでも研修を行ってもらうのが基本と考えている。

(成人) 大学で2年行う研修と同等の教育を、成人の認定研修施設で行うことは可能だと思う。そういうルートはあるべきだと思う。私たちも決してイージーに専門医を作ろうとしているわけではない。レベルの高い専門医が生まれていくようにしたい。ただ大学だけでなく、違うルートもつくるべきである。

(日矯) 試験だけ受ければよいということが、国民の医療の向上に本当につながるのか疑問である。それよりも研修をうけなさいということの方がよいと考えている。

(JIO) 最終的には研修を受けることをメインで考えることはいいが、大学以外で

絶対できないというのはよくない

(日矯) 確かに日本歯科医師会でも大学に残った人しかとれないシステムというのには抵抗があるとも聞いてはいる

(日矯) JIO への質問で、教育は現在行っているか？

(JIO) 準備はしてあるが、現実にはまだ行っていない

(日矯) 研修について早く統一性をもつには日矯にのってもらうのがよいと思う

(JIO) 開業しているからできないということはないと思う。ただ、患者数などの条件からみてもできる施設は多くはないと思う

(日矯) 去年の認定研修施設として決める基準たとえば患者数などをお教えできればよいのだが、情報を他のことに使わないと記載したので、公表はできない。

以上の議論から

統一した研修プログラムをつくる、また研修施設のレベルの検討を行うために次回までに

研修プログラムをもちより検討する

認定研修施設の判定の基準位は出す  
ことが決まった

## 2) 更新について

更新は質を保つために行う、また、その人が本当に矯正を続けているかをチェックする目的がある

各団体の要件で

更新年度の5年は共通

症例数が (日矯) 3 (成人) 1 (JIO) 2 と異なった

審査を行うかどうかについては

(日矯) 審査に合格することが要件

(JIO) 症例提示となっているが、審査はする

(成人) 試験は行わないが、審査は行う

以上3団体とも表現は異なるが審査をすることは一致した。

## 3) 課題症例について

(日矯) 2 ケースまでは代替症例を認める

(成人) 代替症例は原則なくしていこうとしているが、現在は認めている

(JIO) 日矯の10症例で保定までいれようとする、研修期間5年という申請

条件は事実上いらなくなる。これから矯正の世界に入ってくる先生たちが入ってきづらくなるのも問題と思う

(日矯) 安易に質を下げるのはいけないが、この(JIO)の議論はあってよいと思う。実際に実力がある人が入れないのはまずい。専門医をもっと難しくという意見もあるし、逆に大学関係者から代替症例を増やしてやさしくしてほしいという希望もある。このあたりは専門医をどのくらいの数にするかなど政策的な背景にもよる。

(日矯) 課題症例数に関して、(JIO)の100症例というのは？

(JIO) 100症例の概略を用意し、症例に偏りがないように選んでいくが、過去の傾向を見ると、仕上がりが困難と思われる症例が必ず含まれているようだ。

#### 4 その他

確認された事項は、以下の2点だと思います。

- ・主催団体が合同反省会の議事進行を行なう事。
- ・下記の事項につき、合同反省会で話し合う事
  1. 個々の症例について
  2. 審査基準について
  3. システムについて
  4. 資料について
  5. その他

・次回までに

統一した研修プログラムをつくるため、また、各団体の研修施設のレベルの検討を行うために

各団体の研修プログラムをもちより検討する

認定研修施設の判定基準をもちよる

ことが決まった

#### 5. 次回 第12回会議の日程について

次回の懇談会は 平成21年10月20日(火) 14時から行うこととなった。

幹事団体は日本矯正歯科協会

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成21年10月20日(火曜)

日本矯正歯科学会

飯田 順一郎

---

日本成人矯正歯科学会

松野 中

---

日本矯正歯科協会

星 隆夫

---